

すてきな笑顔と花のまち

HIGASHIKAGURA

東神楽

5

2022
May
No.692



Pick Up

- ・新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ
- ・ひがしかぐら健康くらぶ新規会員募集

ほか



The mayor column



花のまち随想

東神楽町長 山本 進

2月に始まったロシアのウクライナ侵攻以来、世界中が対応を迫られています。今回のロシアの侵攻は、ウクライナの主権と領土を明らかに侵害する行為であり、国際社会の平和と安全を図るうえで断じて容認することができません。この件に関して、ロシアを強く非難するとともに、一刻も早い停戦と平和の回復を望みます。人類は20世紀に何を学んでいたのか。未だ多くの血が流れないといけないのか。グローバルな人々や物、情報の動きが世界の平和に寄与すると思っていたのは何だったのか。多くの思いが去来し、本当に残念に思います。

新型コロナウイルスの感染は、ピーク時より減少し、まん延防止等重点措置は解除されましたが、感染者が多い状態で高止まりし、町内でも多くの感染者が報告されています。65歳以上の高齢者の方のワクチン接種は、皆さまのご協力により既に約84%の方が3回目の接種を終えており、64歳以下の方の接種と子どもへの接種も行っています。接種の予約にはまだ空きもありますので、接種を希望される方は、ワクチンの種類を問わず、予約をしていただきたいと思います。また、経済活動も活発化してき

ていますが、引き続き感染予防対策を十分にとっていただくとともに、改めて健康増進にも気を配っていただければと思います。

令和4年度が始まり、入学式や始業式など、子供たちの元気な声があふれる春になってきました。春になると注意しなければならぬのが交通事故です。東神楽町は、今年1月21日に交通事故死ゼロ2000日を達成し、現在も2500日(達成日は令和5年6月5日)を目標にして交通安全運動を展開しております。

3月27日には、旭川空港に向かう旭川東神楽道路の開通式が行われ、翌日開通しました。町内に新しい道路ができて、交通の流れも変わってきています。暖かくなつてスピードも上がりやすくなる時期ですので、運転手の皆さまには十分注意していただきたいと思えます。また、子どもたちも活発に動く時期ですし、自転車の利用も増えてきます。東神楽町では、交通・防犯協会や交通指導員、防犯指導員も含め、関係団体や東神楽交番をはじめとする警察の方々などの協力を得て、地域をあげて交通安全運動を推進していきます。引き続き町民の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

はなひとわ

目次 CONTENTS

- p3 まちのできごと
- p4~11 Pick up
- p12 地域おこし協力隊活動報告
- p13 花のまち NEWS
- p14 子育て保健案内板、図書館
- p15 子育てコラム
- p16~23 まちの情報案内板
- p24 イベントカレンダー

今月号の表紙は東神楽幼稚園入園式での1枚。幼稚園のイベントに取材に行くといつも和気あいあいとしていて、とても癒されます。ご入園・ご入学された皆さま、おめでとうございます。

新年度になり、引き続き広報を担当させていただくこととなりました。また1年間よろしくお願いいたします。今年度こそはイベント等が平和に開催され、皆さまの笑顔がたくさん見られることを楽しみにしています。(遠)

人口と世帯数	10,048人(-36) [-92]
令和4年3月末現在	▼男 4,746人(-15) [-48]
()内は前月比	▼女 5,302人(-21) [-44]
[]内は前年同月比	▼世帯数 4,386戸(+1) [-2]

Higashikagura Town News

まちのできごと



このページの掲載写真は、希望があればご本人に差し上げますのでご連絡ください。

■ まちづくり推進課 ☎83-2113

01 ベストム東神楽店を避難施設に

株式会社西條と協定を締結し、ベストム東神楽店の一部を災害時等の緊急一時避難施設として使用させていただくこととなりました。役場大会議室で締結式が開催され、出席した西條社長は「町民の皆さまには開店以来ご利用いただいております、地域に貢献できることを嬉しく思う。」と述べられました。



02 小廣川建設株式会社より寄附金

町内にある小廣川建設株式会社より地域貢献として町に寄附金500万円をいただきました。小廣川建設株式会社が創立70周年を迎えられたことを記念したもので、小廣川社長が山本町長へ直接手渡すとともに『東神楽町のために役立てほしい』と述べられました。

03 旭川東神楽道路が開通

道央道旭川北インターチェンジから町内の旭川空港付近を結ぶ高規格道路『旭川東神楽道路』が開通しました。旭川空港で開通式を行い、その後、新設道路内の『新東神楽橋』の上で『通り初め式』が行われました。山本町長、今津旭川市長などのほか、橋の橋名板を揮毫した小中学生など約70名が参加しました。



04 町内各学校入学式

町内小中学校で入学式が行われ、東神楽小に24名、東聖小に69名、志比内小に1名、東神楽中に116名の児童生徒が入学しました。写真は東聖小入学式の様子で、保護者に見守られる中、名前を呼ばれると元気に手をあげて返事をしていました。児童たちはこれから始まる学校生活に期待を膨らませているようでした。



◆接種券の発送について

2回目接種日	追加(3回目)接種券発送時期
令和3年9月25日～10月1日	令和4年4月1日発送済み
令和3年10月2日～10月12日	令和4年4月4日発送済み
令和3年10月13日～10月18日	令和4年4月8日発送済み
令和3年10月19日～10月25日	令和4年4月13日発送済み
令和3年10月26日～12月31日	令和4年4月19日発送済み

新型コロナ



ワクチン接種

に関するお知らせ

健康ふくし課ワクチン推進室 ☎ 83-5815

◆18歳以上の方の追加接種(3回目)について

2回目接種後から6か月以上経過した18歳以上の方を対象に追加接種(3回目)を行っていただきます。

18歳以上の方の接種券は、2回目接種から概ね6か月経過した方から順に発送しています。接種券の発送時期については、左上の表をご確認ください。予約方法は、接種券に同封の資料をご確認ください。

なお、18歳以上の方は、ファイザー社製ワクチンに加えて、武田/モデルナ社製ワクチンの接種を受けられます。

インターネット予約専用サイト



◆12歳～17歳の追加接種(3回目)について

厚生労働省では『新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)』の一部改正を行い、ファイザー社ワクチンを使用した、12歳から17歳までの方の追加接種(3回目)

が認められました。

これを踏まえ、東神楽町では、12歳から17歳までの方の新型コロナウイルスワクチン追加接種(3回目)を行います。

接種可能な日時については、接種券に同封されているチラシをご覧ください。

■接種対象者

2回目接種を完了した日から6か月以上経過している、東神楽町に住民登録のある12歳～17歳の方。

なお、接種は強制ではありませんが、厚生労働省では基礎疾患がある方などの『重症化リスクが高い方』は特に接種をおすすめしています。

■接種にはご本人または保護者の同意が必要です

12歳～17歳の方がワクチン接種を受けるには、ご本人または保護者の同意(※)が必要となります。感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について、十分にご理解いただいた上で、ご本人または保護者の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。受ける方または保護者の同意なく接種が行われることはありません。

(※)ご本人または保護者の同意

【16歳以上の方】

ご本人の同意に基づき接種が行われます。

【12～15歳の方】

保護者の同意に基づき接種が行われます。予診票に保護者の署名がなければワクチン接種を受けられません。

■12～15歳の方は保護者の同伴が必要です

町の集団接種会場においてワクチン接種を受ける際、中学生以下は保護者の同伴をお願いします。保護者の同伴がない場合は、

予診票の署名欄への記入方法について

年	月	日	被接種者又は保護者自署
---	---	---	-------------

(※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との関係を記載)
(※被接種者が16歳未満の場合は保護者自署、成年被後見人の場合は本人又は成年後見人自署)

(例) 母：東神楽 花子
子：東神楽 太郎 の家族の場合

【子が12～15歳で同封の予診票の場合】

『被接種者又は保護者自署』欄に『東神楽 花子』と母親が記載

【子が16歳以上の場合】

『被接種者又は保護者自署』欄に『東神楽 太郎』と子本人が記載

町からの新型コロナワクチンに関する情報は下記QRコードから！

【特設ページ】



■使用ワクチン

ファイザー社製ワクチン
接種を受けることができません。高校生は、保護者の署名があれば本人のみの受診にて接種が可能です。ただし、副反応の懸念などがある場合は、可能な限り同伴をお願いします。

071-1521

東神楽町ひじり野北

様

記載されている接種可能日は8か月経過後の日にちになっているのでご注意ください！
2回目接種から6か月経過していれば接種可能です。

自治体コード：014532

接種券番号：0000000000

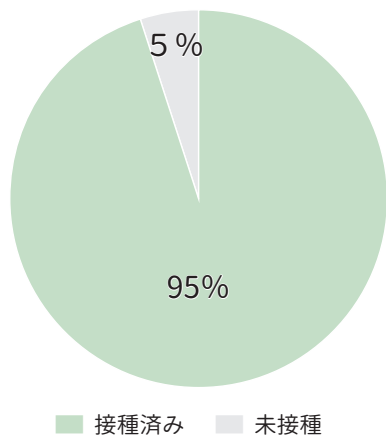
3回目の接種は2022年●月●日以降で接種可能です。

◆ワクチン接種率について

【3回目接種率(65歳以上)】

2回目接種済対象者
約2,700人

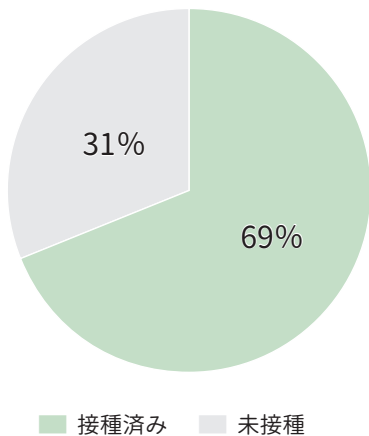
2022年4月22日現在



【3回目接種率(18歳以上)】

2回目接種済対象者
約7,500人

2022年4月22日現在



※町外や施設で接種された方は、データの反映に時間を要することがあります。

厚生省新型コロナワクチンQ&A



詳しくは、厚生労働省新型コロナワクチンQ&A(QRコード)をご覧ください。

3回目の接種においては、ファイザー社とモデルナ社のワクチン接種を選択できることとしています。

また、モデルナ社のワクチンより、ファイザー社のワクチンの方が報告頻度が低いことが分かっています。

ファイザー社とモデルナ社の新型コロナワクチン接種後、ごく稀に心筋炎・心膜炎を発症した事例が報告されています。特に10代・20代の男性の2回目の接種後4日程度の間が多い傾向があります。

◆10代・20代の男性と保護者の方へ(ワクチン接種後の心筋炎・心膜炎について)

ファイザー社とモデルナ社の新型コロナワクチン接種後、ごく稀に心筋炎・心膜炎を発症した事例が報告されています。特に10代・20代の男性の2回目の接種後4日程度の間が多い傾向があります。

◆旭川市の医療機関等での接種について

令和4年4月19日から旭川市と周辺9町の連携協定により、東神楽町民が住所地外接種の続きをせず、旭川市内の医療機関等において『12歳以上の追加接種(3回目)』及び『5歳〜11歳の初回接種(1・2回目)』が受けられるようになりました。

詳しくは、旭川市新型コロナワクチンコールセンター(☎25・3501)へお問い合わせいただくか、旭川市ホームページ(QRコード)をご覧ください。
※かかりつけ医がいる場合は医療機関に直接ご確認ください。

旭川市HP



◆町内における個別接種の予定

場所	ひじり野小池クリニック	町立診療所
実施日	令和4年5月10日(火) 5月24日(火)	令和4年5月12日(木) 5月19日(木)
対象者	2回目接種から6か月を経過した18歳以上の方	
接種券	送付済みの接種券が使用できます	
ワクチン	武田/モデルナ社製ワクチン	
予約方法	東神楽町コールセンターに電話予約 (☎83-5815)	

新型コロナ



ワクチン接種



に関するお知らせ

健康ふくし課ワクチン推進室 ☎83-5815

◆町内の医療機関で個別接種が始まります

令和4年5月に、ひじり野小池クリニックにご協力をいただき、町立診療所と併せて個別接種を実施します(左上図)。

接種を希望される方は、東神楽町コールセンター(電話83・5815)までご連絡ください。※医療機関では予約を受け付けていません。直接のご連絡はお控えください。

◆町の集団接種(3回目)の終了時期について

接種間隔の前倒しにより接種が進んでいること、令和3年11月末に終了した町の集団接種会場での1・2回目接種から7か月が経過することや4回目の接種の実施予定を踏まえ、町の3回目接種の集団接種は6月で終了する予定です。希望する方は、早めの接種をお願いいたします。ただし、2回目の接種から6か月の間隔は必要となります。7月以降については、引き続き旭川市の集団接種会場・医療機関で接種が可能です。



◆新型コロナワクチン4回目接種について

国では、新型コロナワクチンの4回目の接種に向けた検討を進めています。

町においても、国の動向に合わせて準備を進めていきます。詳細については、決まり次第ホームページ、広報紙などでお知らせします。

◆お詫びと訂正

令和4年3月24日発行の広報4月号『新型コロナワクチン接種に関するお知らせ』5ページの記事の内容について誤りがありました。

記事中『10代・20代の男性と保護者の方へ(ワクチン接種後の心筋炎・心膜炎について)』の項で『モデルナ社のワクチンより、ファイザー社のワクチンの方が報告頻度が多いことが分かっています。』と記載していますが、正しくは『モデルナ社のワクチンより、ファイザー社製のワクチンの方が報告頻度が低いことが分かっています。』です。ご迷惑をお掛けした皆さま、なすらびに関係各位に深くお詫び申し上げます。

◆5〜11歳の小児初回接種(1・2回目)について

次の日程で5〜11歳の初回接種(1・2回目)を行います。5〜11歳の小児を対象とした町の集団接種は、今回が最後の予定です。

初回接種は、1回目の接種から3週間後に2回目の接種を受けることとなっているため、どちらの日程も都合の付く方が対象です。その他、詳細については町のホームページをご確認ください。

◆小児集団接種の予定

接種回数	1回目接種	2回目接種
実施日程	令和4年5月28日(土)	令和4年6月18日(土)
実施時間	午前中	午前中
実施会場	総合福祉会館	総合福祉会館
受付人数	30人	30人

新型コロナウイルスワクチン接種に関する偏見や差別は決して許されません!

ワクチン接種は任意で、自らの意思で受けていただくものであり、病気などさまざまな理由で接種できない方もいらっしゃいます。

接種していない方への接種の強制や、不利益な取り扱い、人権を侵害する行為で決して許されません。

ワクチン接種をしていない方に対する差別的な行為は絶対に行わないようにしましょう。

大雪地区広域連合からのお知らせへ国民健康保険に加入されている30歳〜74歳の方へ

令和4年度 特定健診・特定保健指導のご案内

■特定健診とは？

特定健診・特定保健指導は、生活習慣病の発症予防・重症化予防に重点をおいた予防活動です。

日本人の死因は半数以上が生活習慣病です（左下図参照）。

特定健診は、そのうち約半数にあたる動脈硬化性疾患（心疾患、脳血管疾患、腎不全）を予防することを目的としています。

大雪地区広域連合では、基本的な健診項目に加えて心電図検査・貧血検査・腎機能検査等を独自に追加しています。詳しい検査をすることで腎疾患や心疾患などの病気とその予備群の方を早期に見つけることができ、治療へとつながります。

また、対象年齢も国の基準である40歳以上から30歳以上に拡大しています。30歳の誕生日から受診できますので、年1回必ず受診しましょう！



■健診の受診方法は？

【受診券送付時期】

4月末ごろ大雪地区広域連合から送付されます。

※令和4年度は水色です。

【申込方法】

①集団検診

東神楽町健康ふくし課へ申込。
②個別検診
医療機関へ直接申込。

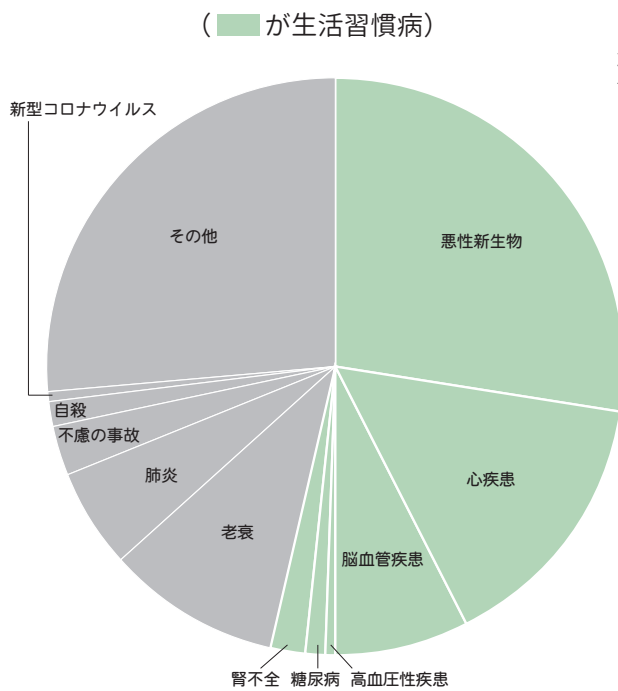
【持ち物】

- ・特定健診受診券
- ・国民健康保険証
- ・健診費用（500円）

【健診可能医療機関】

町内や旭川市内医療機関。
※受診券に同封の実施医療機関リストでご確認ください。

■死亡総数に占める生活習慣病の割合



※資料 厚生労働省『令和2年人口動態統計』

■受診のポイントと健診結果

▼国保以外の医療保険に加入されている方は、加入している医療保険者または職場から案内があります。

▼健診結果の経年変化を把握するために、毎年必ず受診し、結果は保管しておきましょう。

▼職場などで特定健診と同様の健診を受けている方は、特定健診を受ける必要はありませんが、健康ふくし課へ健診結果の写しの提供協力をお願いいたします。提供いただいた内容は、ご本人への結果説明や保健事業に活用させていただきます。

▼町立診療所に定期的に通院されている方は、特定健診の必須項目に合致しているデータがあれば、そのデータを利用し不足分の検査を追加実施して頂くことで、特定健診としてみなすことができ、今後の健康づくりに役立てることができます（追加検査分の自己負担はありません）。

大雪地区広域連合 国民健康保険対策室
東神楽町健康ふくし課
☎ 82-3697
☎ 83-5431

第1回町議会定例会

2月25日に招集され、会期20日間で開会された令和4年第1回町議会定例会。町政執行方針、行政報告が行われたほか、令和3年度の各会計補正予算案、令和4年度の各会計予算案が提案されました。一般質問では9名の議員から17の質問があり、提出された議案は原案どおり可決され、3月16日に閉会しました。

【議案第1号】令和4年度東神楽町一般会計予算

当初予算額は、81億8000万円
で、前年度比8.3%の減で議決されました。

【議案第2号】令和4年度東神楽町国民健康保険特別会計診療施設勘定予算

当初予算額は、7億2350万円
で、前年度比301.9%の増で議決されました。

【議案第3号】令和4年度東神楽町水道事業会計予算

当初予算額は、収益的収支が収入1億5802万3000円、支出1億8999万3000円で、資本的収支が、収入9667万5000円、支出1億1891万5000円で議決されました。

【議案第4号】令和4年度東神楽町下水道事業会計予算

当初予算額は、収益的収支が収入3億879万円、支出2億6537万5000円で、資本的収支が、収入51

63万8000円、支出1億2978万9000円で議決されました。

【議案第5号】令和3年度東神楽町一般会計補正予算(第11号)

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1591万9000円を減額し、予算額は、94億1915万円になりました。

【議案第6号】令和3年度東神楽町国民健康保険特別会計診療施設勘定補正予算(第3号)

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1269万円を減額し、予算額は、1億6951万円になりました。

【議案第7号】令和3年度東神楽町水道事業会計補正予算(第3号)

今回の補正は、収益的収入を251万1000円増額し、予算額は1億4826万7千円、収益的支出を378万円減額し、予算額は1億7884万3000円になりました。

また、資本的収入を1241万6000円減額し、予算額は8453万2

000円、収益的支出を2890万円減額し、予算額は9369万9000円になりました。

【議案第8号】令和3年度東神楽町下水道事業会計補正予算(第4号)

今回の補正は、収益的収入を1621万3000円増額し、予算額は3億1787万3000円、収益的支出を798万4000円減額し、予算額は2億5631万1000円になりました。

また、資本的収入を3772万9000円増額し、予算額は1億4882万3000円、資本的支出を297万7000円減額し、予算額は2億2071万1000円になりました。

【議案第9号】東神楽町公文書管理条例の制定

これは、公文書管理の基本的事項を定め、公文書の適正な管理及び保存を行うことなどを目的として条例を制定するものです。

【議案第10号】東神楽町農村環境改善センター条例を廃止する条例

これは、複合施設建設工事に伴い東神楽町農村環境改善センターを取り壊すことから条例を廃止するものです。

【議案第11号】東神楽町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等について措置を講ずるものです。

【議案第12号】東神楽町職員の勤務時

間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

これは、職員の休暇管理を適正に行うため、付与時期を見直すものです。

【議案第13号】東神楽町公共下水道条例及び東神楽町水道事業給水条例の一部を改正する条例

これは、地方税等の一部を改正する法律により指定納付受託者の仕組みが導入されたことにより、条例の一部を改正するものです。

【議案第14号】東神楽町手数料徴収条例の一部を改正する条例

これは、長期優良住宅法等の改正に伴う手数料の改正及び建築基準法に係る手数料を徴収する業務を追加するものです。

【議案第15号】上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

これは、上川中部福祉事務組合の加入によるものです。

【議案第16号】町道路線の認定及び廃止の件

これは、志比内団地線の町道認定及び大雪霊園線の町道を廃止するものです。



住まいの輪 促進事業のご案内

建設水道課管理係 ☎ 83-5413

東神楽町では、既存住宅の性能の向上や流通の円滑化のため『住宅リフォーム支援』『住宅建替支援』『中古住宅流通支援』を行っています。リフォーム・建替・中古住宅の売買の際は、ご相談ください。

住宅リフォーム支援

▼省エネルギー化工事

省エネルギー化工事は断熱等性能等級3以上とする工事が対象。

▼バリアフリー化工事

手摺、スロープなどの設置および浴室、トイレ、寝室を改修する場合で、高齢者等配慮対策等級3以上とする工事が対象。

▼耐震改修工事

昭和56年5月以前に建てられた耐震性能を満たしていない住宅の耐震性能を一定基準以上にする工事が対象。

住宅建替支援

▼耐震改修工事（解体）

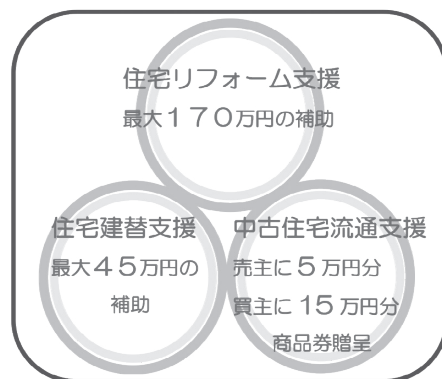
昭和56年5月以前に建てられた耐震性能を満たしていない住宅を解体し、新築または建売住宅を購入する場合で、既存住宅を解体する工事が対象。

▼登録住宅建替支援事業

既存住宅を解体し、新築する住宅をきた住まいるサポートシステムに登録する場合において、解体および新築する工事が対象。

▼住宅建替支援事業

既存住宅を解体し、新築する住宅をきた住まいるサポートシステムに登録しない場合において、解体および新築する工事が対象。



中古住宅流通支援

東神楽町にある中古住宅で旭川不動産情報『IRI』に掲載した中古住宅の売買が成立した場合、売主に5万円分、買主に15万円分の東神楽町商工会商品券を贈呈します。

未来につながる「住まいの輪」促進事業の補助金額一覧

		補助額の割合	上限額	
住宅リフォーム支援	省エネルギー化工事※	30%	150万円	
	バリアフリー化工事※	30%	10万円	
	耐震改修工事※	20万円未満		対象経費額
		20～200万円		一律20万円
		200～300万円		対象経費の10%
300万円以上		一律30万円		
住宅建替支援	登録住宅建替支援事業	10%	20万円	
	住宅建替支援事業	10%	10万円	
	耐震改修工事（解体）	10%	15万円	

+

加算額		
子育て世帯加算10万円	きた住まいるメンバー加算10万円	きた住まいるサポートシステム登録加算10万円

中古住宅流通支援※	売主に東神楽町商工会商品券を5万円分贈呈 買主に東神楽町商工会商品券を15万円分贈呈
-----------	---

※印の事業は併用して利用できません

フラット35と連携

未来につながる『住まいの輪』促進事業を利用する方は、次のいずれかの要件を満たす場合に【フラット35】の借入金金利を当初5年間、年0.25パーセント引き下げる『【フラット35】子育て支援型・地域活性化型』を利用できます。

▼中古住宅を購入する場合（購入後にリフォームや建替えを行う場合を含みます。）

▼『中央市街地』『ひじり野市街地の対象区域』にその他の地域（町外を含む）から住み替える場合

▼中学生以下の子どもがいる世帯とその親世帯などが同居または近居する場合

新規会員大募集！



楽しく健康になれる

ひがしかぐら健康くらぶ



スマートフォンアプリでも参加できます！



ひがしかぐら健康くらぶ
ホームページ

アプリでの参加で、
アームポーチ or ウエストポーチを
プレゼント！（数に限りがあります）



ひがしかぐら健康くらぶとは

平成28年度からスタートした『ひがしかぐら健康くらぶ』には、令和4年3月末時点で593名の方が会員登録されています。

今年度も、株式会社タニタヘルスリンクとともに魅力ある事業を展開していきますので、まだ会員登録をされていない方は、ぜひ手続きをして、一緒に楽しく健康になりましょう。

タニタ式健康づくりスマートフォンでも

タニタ式の健康づくりは『はかる』から始める健康づくりで、会員になると、まずタニタの活動量計をお渡しします。この活動量計を使用して、1日の総消費カロリーや歩数を測定し、町内の計測スポット『健康の駅』に設置してある体組成計で体の変化を計測します。これらをとおり、自身のからだの変化に気づき、日々の食事や運動習慣の改善へと繋がっていきます。

健康の駅で送信されたデータは、パソコンやスマートフ

オンから確認することができるので、自身の健康管理に役立てましょう。

また、健康くらぶに入会したうえで、スマートフォンのアプリ『ヘルスプラネットウオーク』をインストールしていただければ、活動量計を持たずに、お持ちのスマートフォンで健康くらぶの活動をしていただけます。

貯めて楽しむ！ 健幸ポイント！

日々のウォーキングや血圧・体組成の測定、健診結果の提出などをしていただくと『健幸ポイント』が貯まります。

貯まったポイントは、年度末に最大3500円相当の景品と交換することができます。これに加えて、健康くらぶのイベントに参加いただくと、商品券や東神楽町の特産品などももらうことができます。とってお得です！

普段から運動をしている方は、ご入会いただくことで『お得に』健康に！運動をしていない方は、健康くらぶで健康への一歩を、ともに踏み出しましょう！

健康くらぶ会員になってみよう！

入会を希望される方は、健康ふくし課にある申込書に必要事項を記入のうえ、年会費1000円（中学生以下は500円）を添えて、窓口にてお申込みください。その場で活動量計をお渡しします。

「会員の声」を ご紹介いたします

自分の健康は自分で守る。健康な体を作るためには、運動は欠かせません。特に老化は脚からくると言われます。「ウォーキング」は健康の礎です。「健脚寿命」を延ばしていくことが「健康寿命」の延伸に繋がります。

若さを保ち心も体も元気に過ごす秘訣は、歩くことです。「継続は力なり。」多くの町民の皆さんが「健康くらぶ」に入会され、健幸を目指すことを、心から願っております。

（ニッケネーム）

ニコニコ爺さん



東神楽町 職員募集

東神楽町では、令和4年度中途採用の職員・任期付職員を次のとおり募集します。

立ち止まることなく、常に魅力ある自治体となっていくために、また、付加価値の高い住民サービスの提供のためには皆さんの業務経験を活かした力が必要です。

多くのご応募お待ちしております。

受付
期間

令和4年
5月2日(月)～6月1日(水)

※簡易書留による郵送可。当日消印有効。

筆記
試験

令和4年
6月19日(日) 試験会場
東神楽町役場

募集職種

- ・一般行政職（社会人※1）…………… 若干名
- ・保育教諭（社会人※2）…………… 若干名
- ・ガーデナー（社会人）…………… 若干名
- ・任期付保育教諭（社会人※2）…………… 若干名

※1 企画政策・ICT企画の業務経験のある方。

※2 保育教諭及び任期付保育教諭は、併願受験可。

（保育教諭とは保育士・幼稚園教諭両方の有資格者）

その他

申込書および履歴書は5月2日(月)から総務課にて配布。郵送請求可。詳しくは、東神楽町HPをご覧ください。筆記試験合格発表は6月下旬を予定。

【お問合せ】 総務課職員庶務係（☎83-2112）

東 神 楽 流

創業支援をご活用ください

町では、新たな賑わいや魅力の創出と、町内経済の活性化を図るため『創業支援』を行なっています。

◆東神楽町マチのにぎわい創出支援事業補助金

町内において創業する予定の方、第2創業する予定の方、2号店を出店する予定の方のうち、東神楽町内の地域資源を積極的に活用する事業者や事務所などの設置により新規雇用者の創出が見込まれる事業者に対し、補助金を交付します。

【対象事業】

飲食業、小売業、宿泊業（民泊を除く）

※農業者などを事業主体とする農家レストラン、農泊なども対象とします。

【補助額】

1件あたり200万円まで

※補助対象経費の2分の1以内

※応募者多数の場合、審査の上、減額する場合があります。

※その他、詳しくはホームページをご覧ください。

◆創業融資ゼロ金利政策

東神楽町内において創業する予定の方、第2創業する予定の方、創業5年以内の方が北海道のライフステージ対応資金（創業貸付）を利用して資金を借りる場合に、36ヶ月分の利子及び保証料を助成する制度です。

※その他、詳しくはホームページをご覧ください。



お問い合わせ

産業振興課（☎83-2114）



かたおか しおり
片岡 潮里

地域のスポーツ支援担当

ようやく雪解けの季節となり、任期3年という中で最後の冬が終わろうとしています。今年も東聖小からお声掛けいただき、1月～2月のスキー授業に参加させていただきました。昨年から2年続けて参加させていただいたことで、子どもたちの上達を嬉しく思うのと同時に、サポートをしながら私自身も一緒に上達できたのではないかと思います。貴重な経験でした！



くりはら たかし
栗原 将

地域商社事業担当

外国では入国制限の緩和が進んでいます。例えば、4月1日より、タイ、マレーシアはワクチン2回接種済であれば入国時隔離免除と発表されました。日本も次第に入国緩和の方向と思われますが、外国人旅行者のインバウンド対応やビジネス交流など、地域おこし協力隊員として積極的に取り組んでいきたいと考えています。最近使っていない英語を勉強し直すことにしました。



いけがわ くみ
池澤 久美

地域商社事業担当

東神楽ブランド『種と実セレクト』商品を町内外に拡販しており、東川町道の駅『道草館』でもご好評をいただいています。『ツーリズム』農業・工場体験ツアーも構築中で、PVも完成し、商品化を進行しています。『東神楽町の“もったいない”を価値化する』地域商社のミッションには限りがありません。『見つけてつなぐ』縦横無尽の活動を皆さんと一緒にしていきます。

地域おこし協力隊活動報告



せきぐち けいすけ
関口 圭介

地域商社事業担当

東神楽中学校野球部が3月22日に全国大会に出場しました。惜しくも初戦敗退となりましたが、最後まで接戦を演じ、北海道第1代表として立派に戦い抜きました。当日は現地からYouTubeにてライブ配信を初めて実施し、東神楽町でも多くの方に見ていただけたようで嬉しく思いました。今後も野球部に限らず、町の活動をどんどん発信していきたいと思えます。



たかはぎ りゅうすけ
高萩 隆介

東神楽大学事業担当

東神楽大学では2月初旬から3月中旬までクラウドファンディングを実施、旧忠栄小の教員住宅を改修する費用を募り町内外から多くのご支援を頂きました。この場をお借りして感謝申し上げます。多くの方々から応援と期待のお言葉を頂戴し協力隊として一層想いを強くすることができました。今後も東神楽大学の活動に御注目頂けると幸いです。宜しく願いいたします。



おおよし ななみ
大吉 七菜海

東神楽大学事業担当

直近は、主に東神楽大学のSNS運営や、東神楽町への想いを共有できる場『東神楽町100人カイギ』の立上げを行いました。SNSやイベントを通して町民の方と交流する中で、日々沢山の想いや優しさに触れています。微力ではありますが、引き続き『既にある』町の良さを最大限に活かした企画を行い、町民の皆さんが『一緒に』楽しめる機会を増やしていけると幸いです。

日常に彩りを 花のまちづくり推進室 ☎83-5412

花のまちNEWS



01

『花のまちづくり推進室』を 新設しました

複合施設の建設工事も進み、町の景観が生まれ変わるとともに、未来へ持続可能な新しい花のまちづくりを進めていくため、花に関する業務を一元化した『花のまちづくり推進室』を新設しました。

今まで建設水道課で行っていた育苗センターでの花苗の生産・花の駅の運営や、まちづくり推進課で行っていた花壇の花苗助成・オープンガーデンの取り組み等の業務を今後は『花のまちづくり推進室』で一括して行います。

02

育苗センター直売所 『花の駅』営業再開！

令和3年度営業を休止していました『花の駅』にて、花苗の販売を再開します。

今年の販売期間は5月9日(月)からの2カ月間程の予定です。お越しの際はビニール袋、または空き箱をお持ちください。

詳しい営業日や営業時間等は、決まり次第、町のホームページや防災無線等でお知らせします。

- 建設水道課 花のまちづくり推進室 ☎83-5412
- 育苗センター ☎83-3356

03

春の庭を楽しむ

雪が解けて土が出てくると、眠っていた植物が一気に芽吹きだします。いよいよガーデニングの季節が始まりました。最初の庭仕事はやはり掃除ですね。秋に残した枯れ葉や早速伸びてきた雑草の芽を取り除くと、大事な植物の新芽に日光がよく当たり、庭も生き生きと輝きだします。

そして、この時期新芽とともに私たちの目を楽しませてくれるのが、クロッカスやスノードロップ、ムスカリやスイセンなど小球根の花々です。春早い時期から淡い色の控えめな花が咲き始め、春の訪れを感じさせてくれます。

これらの球根は、基本的には植えっぱなしで増えてくれるので、あまり手がかかりません。花が咲き終わった後、光合成で球根に栄養が蓄えられるよう葉と茎を枯れるまで残しておき、最後は根

元でカットします。可愛い春の花、みなさんのお庭にも植えてみませんか？



子育て・保健案内板

【黒】は 健康ふくし課健康増進係 ☎ 83-5431

【緑】は 子育て支援センター ☎ 080-4500-9351

子育て講座：楽しく子育て

午前10時30分～12時

5/10

ティコット

0歳児～就学前児と保護者

すくすく広場：ベビーマッサージ

午前10時～11時30分

5/12

ふれあい交流館(有料)

0歳児と保護者(15組)

よちのび広場：バッグこいのぼり

午前10時～11時30分

5/17

ティコット

1歳児～就学前児と保護者

子育て教育相談：歯磨きについて

午前9時～11時30分

5/18

これっと

0歳児～就学前児と保護者

助産師健康相談①

午前9時30分～11時30分

5/19

ふれあい交流館

※予約制：健康ふくし課へ☎

すくすく広場：足形アート

午前10時30分～11時30分

5/24

ティコット

0歳児と保護者

健康相談①

午前9時30分～11時30分

5/24

ふれあい交流館

※予約制：健康ふくし課へ☎

のびのび広場：義経公園で遊ぼう

午前10時～11時30分

5/25

これっと

2歳児～就学前児と保護者

助産師健康相談②・健康相談②

午前9時30分～11時30分

5/27

交流プラザつつじ館

※予約制：健康ふくし課へ☎

よちよち広場：ひじり野公園で遊ぼう

午前10時～11時30分

5/27

ふれあい交流館

1歳児と保護者

わくわく教室：いちご狩り

午前9時30分～12時

5/30
5/31

菜ん野たん野ファーム(有料)

0歳児～就学前児と保護者(16組)

東神楽町図書館

☎ 83-4646



Library

図書館からのお知らせ



東神楽町図書館新刊

怖いくらいわかる日本の呪術 (戸部 民夫)
 国境を越えたウクライナ人 (オリガ ホメンコ)
 ある消防官の見聞録 (加藤 孝一)
 気のはなし (若林 理砂)
 私のおうちごはん (浅田 真央)
 75歳以上の免許更新が変わる!!! (高齢者安全運転)
 泣きたい夜の甘味処 (中山 有香里)
 通訳者・翻訳者になる本2023
 0 ZERO (堂場 瞬一)
 少女を埋める (桜庭 一樹)
 奏鳴曲 (海堂 尊)
 はなちゃんのみそ汁(青春篇) (安武 信吾)
 はじめての (島本 理生)
 かってに頭がよくなる毎日なぞなぞ (陰山 英男)
 はじめてのおり紙ヒコーキ (戸田 拓夫)

※この他にも多くの図書を入荷しています。

J A 文庫新刊

日本農業書総目録(2022) (日本農業協会)
 「生活の木」暮らしのハーブ365日
 花を育ててみたいのですが。(花福 こざる)
 フルーツをもっとおいしく楽しむ本 (後藤 浩一)

イベント案内

【おうまのおやこおはなし会】

絵本を楽しむ会『おうまのおやこ』による
 絵本よみきかせ会
 5月28日(土)午前10時30分～
 ふれあい交流館2階和室
 無料(事前申込不要)

子育てコラム

親を困らせるとき

子どもは年齢や発達の中で、『親を困らせている』と思えるような行動をすることがあります。どのように考えたらいいのでしょうか。

■乳幼児期の泣きを知ること

多くあるのが、乳幼児期に泣かれたことです。0歳児は、おなかが出たとき、暑い・寒いとき、眠い時など、いろいろな時に泣きます。これは『困っているとき』と考えましょう。

人間の赤ちゃんは未熟で産まれてくると言われています。動物の赤ちゃんは数時間経つと自分で立ち上がってエサを食べたり、おっぱいを探しますが、人間の赤ちゃんはそれができません。なので、泣いて困っていることを表現しているのです。

赤ちゃんの泣き声を聞くと、ソワソワしたり、イライラすることもあるかもしれませんが、これは気になる音で泣いているからで

す。そのまま聞き流されないように気にさわる音で泣いて、自分が困っていることを気づかせようとしているのです。

■親と子どもの気持ちは違う

幼児の場合で一番困るのがイヤイヤ期でしょう。何をしても聞いても『イヤ』と言われる、しかも何回も言われるとなれば、親の方も体力勝負になります。受け止められていないうちはいいですが、疲れてくるとイライラして怒鳴りつけたくなったりすることがあるかもしれません。

イヤイヤ期を過ぎて大きくなっても、言うとおりになかなか動いてくれなくてイライラすることもあられるでしょう。でも、これは子どもが自分の気持ちを表現していると捉えましょう。気持ちは『そうか、いやだったんだね』と受け止め、できない場合は『でも○○だからできないね』ときつぱりと伝えましょう。わざと下の子をいじめるなど、やっつけないけなことをすることもありますが、これは『自分を見て欲しい』というサインのことも多いものです。

■親を困らせていると感じるときは
いろいろ対応しても赤ちゃんが泣き止まない時や、子どもがどうしても言うことを聞いてくれない時、いけないことをするときなど、親は『私を困らせようとしているのか』と思うことがあります。そしてそれを「わざとやっついているの？」などと言ってしまうこともあるでしょう。

そんな時は、親自身が子どもを受け止められなくなっていると考えましょう。夫婦で時間をやりくりしたり、一時預かりなどを利用して子どもと離れる時間を作り、リフレッシュするのがおすすめです。体と心が休まると、子どもの気持ちを受け止められるようになります。



プロフィール

子育てアドバイザー、キャリアコンサルタント。資格は保育士、幼稚園教諭2種、心理学検定1級ほか。認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク理事ほか各NPOの理事を務める。『体罰等によらない子育ての推進に関する検討会』（厚生労働省2019-2020）でガイドライン策定委員ほか、国や行政の委員を歴任。子育て支援や共働き支援など子育てと働き方などを中心とした編集・執筆ほか、全国で講演を行っている。著書は『男の子に厳しいしつけは必要ありません』（KADOKAWA）ほか。3児の母。https://www.tokiko-koso.com/



ときこ 高祖
こそう ときこ

Information

暮らしに役立つ情報を
皆さんのもとにお届けします



5月

まちの情報案内板

- 役場 ☎83・2111
- 国保診療所 ☎83・2423
- 総合福祉会館 ☎83・2606
- これつと総合体育館 ☎83・5423
- ふれあい交流館 ☎83・3741
- 東神楽町図書館 ☎83・4646
- 交流プラザつつじ館 ☎83・2082
- 大雪消防組合東消防署 ☎83・0119



介護職員初任者研修経費の一部助成について

健康ふくし課包括支援係 ☎83-5600

町では、介護力の向上や、人材の育成・確保などを目的に、介護職員初任者研修費の一部を助成しています。

■対象者 町内在住の学生以外の方で、北海道指定団体などが行う介護職員初任者研修を1年以内に修了された方

■助成額 上限2万5000円 ※町内事業所で6か月勤務された方は、助成限度額を5万円に引き上げ、前回助成額との差額を追加で助成します。

■申し込み 健康ふくし課包括支援係まで

各種手当の申請忘れはありませんか？

健康ふくし課社会福祉係 ☎83-5430

各種手当を新たに受給できることになった場合は、申請手続きが必要ですよ。

■児童手当 中学校3年生（15歳になった日以降の最初の3月31日）までの児童を養育している方に支給されます。

■児童扶養手当 父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童（※）を

養育している親などに支給されます。

※18歳になった日以降最初の3月31日までの児童

■特別児童扶養手当 20歳未満で身体または精神に障がいのある児童を養育している方に支給されます。

※現在受給中の方は申請の必要はありません。ご不明な点、申請に必要なものなど、詳しくは健康ふくし課社会福祉係までお問い合わせください。

町内全域に光ファイバ通信網が整備されました
総務課 ☎83-2112

国の補助を受けて敷設工事を行った光ファイバ通信網が町内全域に整備され、4月15日より光ファイバ通信によるインターネットサービスの利用が可能となっております。利用を希望される方は、ご自身にて通信事業者と契約手続を行ってください。

■問合せ先 ☎0120-116-116

■受付時間 午前9時から午後5時まで。年末年始を除く土

東神楽町にお住まいの方限定
広報東神楽見たよ！で特別割引プレゼント！

入館料が通常1,400円(税込)のところ **1,100円(税込)** + アイスcreamプレゼント!!

※期限:2022年5月31日まで ※特別時間を除く ※万葉の湯旭川館限定 ※他券サービス併用不可
ご利用の際は、東神楽町にお住まいであることが証明できる物のご提示と、万葉プレミアム会員へのご登録をお願い致します。

いつでも手ぶらでOK!
入館料全日 大人 **1,400円(税込)**

新型コロナウイルス感染症予防対策実施中!!
「4つのお願い」にご協力お願い致します。

- 1 まずはお入浴
- 2 マスクの着用 ※お入浴・ご飲食を除く
- 3 館内着のご着用
- 4 LINEで万葉プレミアムクラブの会員登録

万一、感染症陽性者の利用履歴等が判明した場合には会員様へLINEで情報を伝達致します。

年中無休 / 23時間営業 (午前10:00~翌朝9:00) ※深夜2時より別途料金加算となります。
TEL.0166-62-8910 ☎070-8061
お問い合わせ 北海道旭川市高砂台1-1-52

運転免許証の自主返納 臨時窓口を開設します

普段は旭川市でしかできない免許返納の手続きを、東神楽町役場で行える臨時窓口を開設します。この機会をご活用ください。

- 日時 5月20日(金)午前10時~12時
- 場所 東神楽町役場健康ふくし課前
- 持ち物

有効期限内の運転免許証、印鑑、発行手数料(1,100円)、証明写真(縦3cm×横2.4cm 撮影後半年以内で、無帽、無背景、正面を向き胸から上が写ったもの)

■その他
お手続きには事前予約が必要です。5月18日(水)までに健康ふくし課へお申し込みください。

※運転経歴証明書は申請後約1か月で交付予定です。

■問い合わせ 健康ふくし課社会福祉係(☎83-5430)

【有料広告】

日・祝日も営業。
※本件については町ホームページにも掲載しています。あわせてご確認ください。

令和4年度自衛官候補生等を募集します

自衛隊旭川地方協力本部 ☎55101000

【自衛官候補生】

- 資格 日本国籍を有し、令和5年4月1日現在18歳以上33歳未満の男女
- 受付期間 年度を通じて受付
- 試験日 5月15日(日)・16日(月)のいずれか1日

■会場 陸上自衛隊旭川駐屯地

【一般曹候補生】

- 資格 日本国籍を有し、令和5年4月1日現在18歳以上33歳未満の男女
- 受付期間 5月10日(火)まで
- 試験日 5月21日(土)・23日(月)のいずれか1日

■会場 陸上自衛隊旭川駐屯地

※いずれも新型コロナウイルスの影響で変更となる場合があります。

公園利用のマナーとルールについて

建設水道課管理係 ☎83-5413

公園は、多くの人を利用する憩いの場です。利用する方々が

安心して気持ちよく利用できるよう、マナーとルールを守りましょう。安心して利用できる公園維持にご協力ください。

■ペットに関すること

・糞の始末は買主が行いましょう。

・ペットを野放しにするのはやめましょう。

■公園利用について

- ・ゴミは持ち帰りましょう。
- ・団体で利用する場合は事前に申請をしましょう。
- ・遊具は大切に使いましょう。

心身障がい者の巡回相談を実施します

健康ふくし課社会福祉係 ☎83-5430

道立心身障害者総合相談所による巡回相談が実施されます。

相談は予約制です。希望される方は事前に健康ふくし課社会福祉係までご連絡ください。

- 日時 6月1日(水)・2日(木) 7月12日(火)・14日(木)の午前9時～午後5時
- 場所 旭川市障害者福祉センター『おびつた』(旭川市宮前1条3丁目3番7号)

■相談内容

①身体障がい者および知的障がい者の方の医学的、心理的および職能的判定など

②補装具の処方および適合判定など

③その他身体障がい者および知的障がい者の方の専門的相談など

お気軽にどうぞ 特設人権相談

健康ふくし課社会福祉係 ☎83-5430

旭川人権擁護委員協議会と旭川地方事務局では、次の日程で「特設人権心配ごと相談所」を開設します。近隣との争い、借地・借家、不動産売買や金銭貸借、学校でのいじめ・体罰、不登校など、遠慮せずにご相談ください。相談内容や、個人の秘密は固く守られます。なお、相談の際はマスクの着用をお願いします。

■日時 6月1日(水) 午後1時～4時

■場所 総合福祉会館1階会議室1

■相談料 無料

■相談員 東神楽町人権擁護委員

■相談員 東神楽町人権擁護委員

令和4年4月開始 高齢者補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない65歳以上の方に対し、令和4年4月から補聴器購入費の一部を助成します。

- 対象者 ※以下のすべての条件を満たす方
- ①東神楽町内に住所を有する満65歳以上の方
- ②両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ③耳鼻科の医師が補聴器の使用を必要と認められた方

■助成額
住民税非課税世帯の方：上限40,000円
住民税課税世帯の方：購入費の2分の1以内(上限20,000円)

■申請方法
以下の書類を健康ふくし課社会福祉係へご提出ください。

- ・所定の申請書(医師の証明があるもの)
 - ・領収書(購入日より3ヶ月以内のもの)
- ※令和4年4月1日以前に購入したものは対象となりません。

■問い合わせ 健康ふくし課社会福祉係 ☎83-5430

町内会の防犯活動を支援します 防犯カメラ設置補助金

町では、町内会が犯罪抑止のために街頭防犯カメラを設置する場合に補助金を交付します。

- 対象 町内会または行政区
- 対象となる経費および上限額
防犯カメラの購入とその設置に必要な経費(維持管理費などは除く)で、最大4台まで(1台あたりの上限額10万円)。

■要件および提出書類
各町内会長、行政区長あてに送付した文書または、ホームページをご覧ください。

- 受付期限 令和4年6月10日(金)まで
- その他

受付期間内に要件などを満たせない場合でも、交付を希望する町内会は期日までにご相談ください。

■問い合わせ 暮らしの窓口課環境生活係 ☎83-5402

ご存知ですか？ 人権擁護委員制度

健康ふくし課社会福祉係 ☎83-5430

人権擁護委員制度は、日頃、地域に根ざした活動を行っている民間の方が、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り・擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。法務大臣が委嘱し、全国の各市町村に配置され、人権擁護に関する積極的な活動を行っています。

■東神楽町人権擁護委員

- ・谷澤 克夫さん
- ・篠崎 和典さん
- ・佐々木 眞弓さん
- ・助乗 清光さん

※令和4年4月1日現在

カラスの巣にお気を付けてください

くらしの窓口課 ☎83-5402

春先から夏にかけてはカラスの繁殖期です。活動が活発化するため、フン害も増加します。また、卵やヒナを守ろうとカラスの気性が荒くなるため、不用意に近づくと人を威嚇してきたり、攻撃してきたりします。カラスや巣を見かけたらできるだけ近づかないようにしましょう。

野外でのごみの焼却は禁止されています

くらしの窓口課 ☎83-5402

野外でのごみの焼却、いわゆる『野焼き』は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で禁止されています。また、基準に適合していない焼却炉を用いると、人の健康または生活環境に支障をきたす恐れがありますので、使用してはいけません。

行政指導にも応じず、悪質な焼却を続けた場合、行為者は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両方、法人にあつては3億円以下の罰金に処せられます。

【一部例外について】

- ①風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例…どんど焼き）
 - ②農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（例…病害虫の防除目的の稲わらの焼却）
 - ③たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却のうち、軽微なもの（例…たき火、キャンプファイヤー）
- ・ドラム缶やブロック囲いなど基準を満たさない簡易焼却炉

【処理の注意点】

国民年金はだれもが加入する制度です

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに年金を受け取ることができる制度です。

■令和4年度の国民年金保険料 16,590円

■国民年金のポイント

将来の大きな支えになります	老後のためだけのものではありません
国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。	国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取ることができます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（『子のある配偶者』や『子』）が受け取ることができるものです。

■保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料が一部免除される制度があります。ただし、申請には前年所得などの審査があります。

■保険料の納付猶予・学生納付特例制度があります

納付猶予制度	学生納付特例制度
経済的理由で保険料の納付が困難な50歳未満の方については、申請により保険料の納付を猶予する制度があります。	学生については、申請により在学中の保険料を後で納めることができます。

※申請には前年所得などの審査があります。

■その他

年金のお手続きには本人確認書類とマイナンバーを確認できる書類をお持ちください。

■問い合わせ・申し込み 旭川年金事務所（☎27-1611 音声案内：2→2）

での焼却は禁止です。
・庭木から出た枯葉、剪定枝などは可燃ごみとして出してください。

・家庭や事業所などから出たごみを焼却してはいけません。
・例外として認められている焼却でも、煙やにおいで近隣住民の迷惑となる場合は中止や焼却方法についての指導の対象となります。

・火災の危険があることを認識し、目を離さないようにしてください。

農地のことは農業委員会
または産業振興課へ

農業委員会事務局 ☎83-5440

農地の売買や賃貸借を行う場合は、農地法や農業経営基盤強化促進法の手続きが必要です。

また、農地を農地以外に転用する場合は農業委員会の許可がないと転用できません。農用地区域に含まれる農地については、地区除外などの手続きが必要で、地区除外などの手続きが必須です。なお、農地を無断で転用した場合は、農地法に基づく罰則の対象となりますので注意してください。

詳しくは、農業委員会事務局または、産業振興課までお問い合わせください。

自動車税種別割を
忘れずに納めましょう
税務課課税係 ☎83-2119

自動車税種別割の納期限は5月31日(火)までです。

■納税通知書について

納税通知書の発付日は、5月6日(金)です。お手元に届かない場合は、札幌道税事務所自動車税課課税担当(☎011-746-1190)までご連絡ください。

■納める場所

道内の金融機関・郵便局、総合振興局・道税事務所の窓口のほか、コンビニエンスストアやインターネットを利用したクレジットカードによる納税も可能です。

■口座振替納税について

自動車税種別割の納税は、簡便利な口座振替をご利用できます。お申し込みは、札幌道税事務所自動車税課口座振替担当(☎011-746-1257)までご連絡ください。

■納税に関するご相談

やむを得ない事情で納期限内に納税できないなどの、納税についてのご相談は、上川総合振興局納税課(☎0166-46-5100)までお問い合わせください。

ご活用ください 介護予防・日常生活支援総合事業

【地域介護予防活動助成金(令和4年度新規事業)】

運動による介護予防・健康づくりのための活動を自主的に行う団体に対し、活動費の一部を助成します。

■対象

介護予防、健康づくりを目的として町内の施設等で自主的に活動を行っている団体で、町民10名以上で構成され、その過半数が65歳以上であること。また、町から他の補助金等の交付を受けていないこと。

■開催頻度・時間

原則、月2回(2週間に1回)以上で、毎回45分程度運動機能向上を目的とした運動を継続的に行うこと。

■活動内容

軽体操、ストレッチ、リズム体操、バランス体操など、介護予防に資することが期待される運動。

■助成金額

運営費として700円/回(月額上限3,500円、年額上限33,600円)

【介護予防に関する講師派遣】

地域の高齢者団体が、介護予防・健康増進のための運動や、認知症の予防などを目的とした講座を開催する際に、講師を派遣します。

■対象 65歳以上の町民5人以上で構成される団体

■対象回数 1団体につき、月1回、単年度(4月～3月)につき3回まで

■時間 1時間程度

■費用 講師派遣にかかる費用は無料。

※会場使用料などは各団体で負担してください。

■派遣講師と指導内容の例

<福祉レクリエーションワーカー>

脳に適度な刺激を与え、楽しく脳の活性化を図ります。

<理学療法士>

足腰の筋力の向上を図り、転ばない体づくりをめざします。

【高齢者交流サロン活動費の一部助成】

地域の高齢者が気軽に集まり、孤立の防止などを図るため、サロン活動にかかる費用の一部を助成します。

■対象

65歳以上の町民5名以上で構成される団体で、参加者同士のふれあい・支えあいを主目的としているサロン活動。

※老人クラブなどの公的施設の使用料が免除されている団体を除く

■開催頻度 月1回以上、年12回を下回らない回数

■開催時間 1回につき2時間以上

■活動内容

茶話会、会食、軽体操、レクリエーションなど多様なものを対象とする。

※特定の活動に限定された趣味・クラブ活動は対象外

■助成金額

運営費として700円/回(月額上限3,500円、年額上限33,600円)

■問い合わせ・申し込み 健康ふくし課包括支援係(☎83-5600)

体育協会はスポーツ協会へ
名称変更いたしました

東神楽町スポーツ協会 ☎83-5423

これまで『体育』という言葉は、スポーツを含む幅広い意味として解釈されてきましたが、スポーツが広く浸透し、発展したことにより、現在はスポーツは競技として行うものだけでなく、体育や身体活動の概念を含むものとして認識されるようになりました。

また、社会のスポーツへの関心や期待が高まっていくなか、国ではスポーツ基本法の施行やスポーツ庁の設立、平成30年に日本体育協会が日本スポーツ協会へ改称されたことなどの動向を踏まえ、東神楽町体育協会においても、関係団体との協働のもと、令和4年4月1日より東神楽町スポーツ協会へと名称変更いたしました。

ごみ処理券 新規取扱店について

くらしの窓口課 ☎83-5402

次の店舗でごみ処理券の取り扱いが始まりました。

- ・セイコーマート東神楽1条店
- ・セイコーマートひじり野店

令和3年度

企業版ふるさと納税の実績について

【企業版ふるさと納税とは？】

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が実施する地方創生事業に対して、企業が寄附を行った場合に、税額控除を受けられる制度です。

東神楽町では、この制度を活用して企業・法人の皆さまからの寄附を募り、『第2期東神楽町地方版総合戦略』に掲げる取り組みを推進しています。

【ご寄附いただいた企業のご紹介（令和3年度分）】

※公表の承諾をいただいた企業のみを掲載しています。

■太平洋興産株式会社

- ・所在地 旭川市大町2条7丁目
- ・代表者 代表取締役社長 小西 誠二
- ・寄附年月日 令和3年12月27日

■株式会社Souplesse

- ・所在地 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目16-30
オリエンタルビル2F
- ・代表者 代表取締役社長 加納 綾
- ・寄附年月日 令和3年8月4日

■株式会社V S N

- ・所在地 東京都港区芝浦3丁目4番1号
- ・代表者 代表取締役社長 川崎 健一郎
- ・寄附年月日 令和3年12月20日

■問い合わせ まちづくり推進課（☎83-2113）

ご利用ください

救急医療情報キットの配布

高齢者や障がい者などの安全・安心を確保するため、緊急時に必要な情報を保管できる救急医療情報キットを次の対象者に配布しています。

■対象者

- ・65歳以上の方のみの世帯に属する方（独居、高齢者夫婦世帯等）
- ・身体障がい者手帳（2級以上）、療育手帳、精神保健福祉手帳（1級）のいずれかの交付を受けている方
- ・要介護または要支援認定を受けている方

※スタッフが常駐する施設の入所者や、すでに配布されている方などは対象となりません。

■申し込み

配布を希望される方は、申請書を健康ふくし課窓口へ提出してください。

■使用方法

かかりつけの病院などを記入した救急情報カードを容器に入れ、冷蔵庫で保管してください。



■問い合わせ 健康ふくし課包括支援係（☎83-5600）

各種健診・検診のお知らせ

町では、次の会場、日程で各種健診・検診を実施します。年に1度、定期的に受診することで、早期発見や予防につなげましょう。

■会場・日程

ふれあい交流館 6月4日(土)午前6時30分～
交流プラザつつじ館 6月5日(日)午前7時～

■検診内容

特定健診、後期高齢者健診、若年健診、胃・肺・大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎検診、ピロリ菌検診、エキノコックス症検診

対象者など、詳しくは広報5月号とともに全戸配布する『健康増進カレンダー』をご覧ください。町ホームページで『健康診査』と検索してください。

■問い合わせ 健康ふくし課保健指導係(☎83-5431)

教育に関すること、ご相談ください

教育相談窓口

地域の元気づくり課では、家庭・学校・地域における子どもの教育上の悩みなどの相談を受け付ける窓口を開設しています。相談は電話または面談で実施します。面談の場合は、面談日などの打ち合わせが必要となりますので事前にご連絡ください。

■相談員 教育アドバイザー ^{ほんだ おさむ} 本田 修
生涯学習コーディネーター ^{かとう たかし} 加藤 孝

■日時 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分

■電話相談 ☎83-5407へご連絡ください。

■面談場所 地域の元気づくり課(総合福祉会館内)

■メール

kyoiku_soudan@town.higashikagura.lg.jp

■問い合わせ 地域の元気づくり課(☎83-5407)

地域活性化応援事業補助金

地域活性化・健康づくり活動などを支援します





町では、町民団体が行う地域の活性化や健康づくり、課題解決などの自主的な活動を支援します。対象となる活動や団体は以下の通りです。この補助事業は東神楽町へのふるさと納税(寄附金)を財源としています。

対象となる活動	補助対象団体が行う自主的な活動で、地域の活性化および地域における課題の解決を目的とした活動。 【例】 伝統文化・技能などの継承、イベントや学習会および交流会などの開催経費(団体の構成員以外の町民も広く参加が可能なもの)など。	ラジオ体操やウォーキングなど地域で行う健康づくり活動で、次の条件を満たすもの。 ①1週間あたり、2回以上開催していること ②1回につき、平均10人以上の町民の参加者が見込めること ③年度内に3か月以上実施していること
対象となる団体	地区公民館または次の要件を満たす団体。 ①文化、体育、教育、福祉、地域振興、その他の地域的な課題に取り組む非営利活動を行う団体で、活動拠点が町内にあり町内で活動する団体 ②5名以上で構成され、町内在住者が構成員の5割以上を占める団体 ③政治活動、宗教活動および営利活動を目的としない団体	①町内行政区、町内会(合同も可) ②20歳以上の町民5人以上で構成する地域の自主グループ(これから立ち上げも可)
対象経費	補助対象事業に直接必要な経費が対象経費となります。	
金額	上限20万円まで(経費から収入を除いた額)。	上限3万円まで。複数町内会での合同開催の場合も同様。
申込	ご準備いただく書類等があるため、事前にまちづくり推進課へご相談ください。	

■問い合わせ まちづくり推進課(☎83-2113)

バーベキュー後のごみは正しく分別してください

これから暖かくなるにつれ、出す機会が多くなりそうなバーベキュー後のごみ。分別方法をご紹介しますので、以下を参考に正しい分別をよろしくお願いいたします。

可燃ごみ	不燃ごみ	資源：金属類	資源：ペットボトル
<ul style="list-style-type: none">・食べ残し・紙皿、紙コップ・割りばし・炭・貝殻 	<ul style="list-style-type: none">・網・アルミ皿・火ばさみ、トング・灰(※) ※他の不燃ごみとは分け、灰のみを袋に入れてください。 	<ul style="list-style-type: none">・空き缶・金属製のキャップ ※中身は洗ってください。汚れのひどいものは不燃ごみです。 	<ul style="list-style-type: none">・ペットボトル ※中身は洗ってください。汚れのひどいものは可燃ごみです。 

【ご注意ください】

- ・ごみを出す際は透明または半透明の45ℓ 以内のサイズの袋を使用してください。
- ・中身の見えない袋や、段ボールを使ってゴミを出すことはできません。

■問い合わせ 暮らしの窓口課環境生活係 ☎83-5402

皆さまよろしくお願ひします！

4月1日付けで新たに4名が町職員になりました。どうぞよろしくお願ひします。



産業振興課
みやもり かける
宮森 翔



暮らしの窓口課
いとう じゅんき
伊藤 純樹



大雪消防組合東消防署
やました きょうへい
山下 響平



大雪消防組合東消防署
たまい そうた
玉井 聡太



ゼロカーボンシティへの挑戦



東神楽町ゼロカーボンシティ宣言

近年、地球温暖化を起因とする気候変動の影響により、世界各地で猛暑や大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が多発しており、その対策は喫緊の課題となっています。

2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書においては、「平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃以内に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることが必要」とされています。

また、我が国でも、2020年10月に政府が「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。

東神楽町では、第8次東神楽町総合計画において「花と緑に包まれた美しく安全なまちづくり」を基本目標として掲げており、目標達成に向けては、自然環境の保全やごみの減量化、再生可能エネルギーの導入など、町民・事業者・町が協働して積極的に脱炭素化に取り組むことが不可欠です。

ここに東神楽町は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言します。

令和4年3月25日

東神楽町長 山本 進

ゼロカーボンシティ宣言を
行いました！

私たちの地球は過去1400年で最も暖かくなっています。地球温暖化が進むことで、猛暑や豪雨災害の激甚化が予想されており、地球温暖化を防ぐためには、町、事業者、住民がしっかりと参加し対策を講じていくことが重要です。東神楽町では、『花のある美しいまち』を守り、持続可能な町の発展を目指すため、令和4年3月25日に『東神楽町ゼロカーボンシティ宣言』を行いました(左図参照)。2050年の温室効果ガス排出

量実質ゼロ達成に向けて、町民の皆さまにも『ゼロカーボン』について広く知っていただきたいと考えており、今月号から広報紙で連載を開始します。脱炭素化に向けて、身近でわかりやすい情報を発信していきます。ぜひ、ご覧ください。



『ゼロカーボン』とは？



よくニュースや新聞で『ゼロカーボン』と『カーボンニュートラル』という言葉が使われますが、そもそもこの2つの言葉の意味の違いはあるのでしょうか？

実は、明確な違いや使い分けはされておらず、同じ意味を指す場合が多いです。国や東神楽町を含む地方公共団体が目指すゼロカーボン（カーボンニュートラル）は、『二酸化炭素を抑制後にやむを得ず排出されてしまう二酸化炭素』を『森林等によって吸収される二酸化炭素』によってプラスマイナスゼロ（実質ゼロ）とすることを意味しています。

ゼロカーボンシティ
宣言とは？

ゼロカーボンシティ宣言とは、「2050年までにCO₂（二酸化炭素）の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨（脱炭素化）を、首長もしくは地方公共団体や道府県または市町村が所定の方法で宣言する」ことを指しており、2022年3月31日時点で、全国679自治体がゼロカーボンシティを表明しています。

SNSや防災無線もチェック！

5月 イベント カレンダー



※新型コロナウイルスの影響により、事業が中止となる場合があります。ご注意ください。

休館日案内 交流プラザつつじ館 東神楽町図書館

1日(日)		つ
2日(月)	職員募集受付開始(～6/1)	図
3日(火)	【診療所】終日休診	図・つ
4日(水)	【診療所】終日休診	図・つ
5日(木)	【診療所】終日休診	図・つ
6日(金)		
7日(土)		
8日(日)		つ
9日(月)	育苗センター『花の駅』営業再開	図
10日(火)	子育て講座(ティコット)	
11日(水)		
12日(木)	すくすく広場(ふれあい交流館) 【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	
13日(金)		
14日(土)		
15日(日)		つ

16日(月)	【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	図
17日(火)	よちのび広場(ティコット)	
18日(水)	子育て教育相談(これっと)	
19日(木)	助産師健康相談①(ふれあい交流館) 【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	
20日(金)	運転免許証自主返納臨時窓口開設(役場)	
21日(土)		
22日(日)		つ
23日(月)		図
24日(火)	すくすく広場(ティコット) 健康相談①(ふれあい交流館)	
25日(水)	のびのび広場(これっと) 【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	
26日(木)	【診療所】受付午前10時30分まで、その後休診	
27日(金)	助産師健康相談②(つつじ館) 健康相談②(ふれあい交流館) よちよち広場(ふれあい交流館)	図
28日(土)	おうまのおやこおはなし会(ふれあい交流館)	
29日(日)		つ
30日(月)	わくわく教室(菜ん野花ん野ファーム) 【診療所】受付午前11時45分まで、午後休診	図
31日(火)	わくわく教室(菜ん野花ん野ファーム)	



ご意見・ご感想を
お寄せください

